

# 個人事業主・法人の皆さまへ



浜松市からのお願いです



出世大名 家康くん  
©浜松市

## 事業系ごみについてご存知ですか？

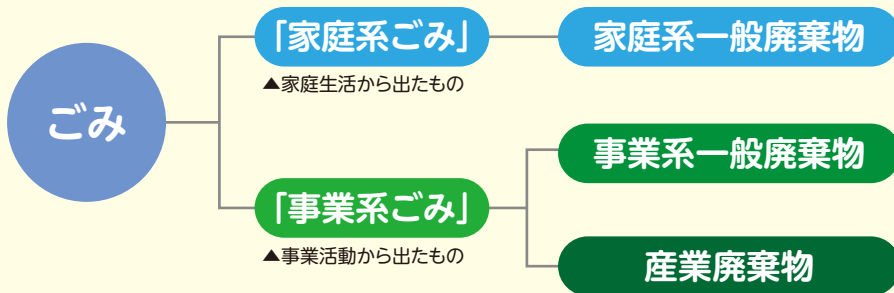
# 事業系ごみの適正な分別・処理にご協力をお願いします。

ごみは大きく2つに分けられます。家庭生活から生じた廃棄物は「**家庭系ごみ**」、会社や店舗\*など事業活動に伴って生じた廃棄物は「**事業系ごみ**」に区分されます。さらに事業系ごみの性状や業種によって「**事業系一般廃棄物**」と「**産業廃棄物**」に区分されます。

この「**家庭系ごみ**」と「**事業系ごみ**」は、処理方法が異なるのでご注意ください。

\*住宅と併用している会社や店舗等の事業所、学校、公共団体、NPO等も含まれ、営利・非営利を問いません。

### ●ごみの種類



会社の業務内容等により、ごみの区分が異なります。本チラシ裏面や右記のリーフレットを参考に、適正な分別・処理にご協力をお願いします。



事業系ごみの正しい処理方法は、裏面をご覧ください。

# 事業系ごみの処理方法

## ① ごみを産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けましょう

「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された以下の20種類の廃棄物のことです。産業廃棄物に該当しない事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物になります。

### ●あらゆる事業活動に伴うもの

- ①燃えがら ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず  
⑨ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

### ●業種が限定されるもの

- ⑬紙くず(建設業・製紙業等) ⑭木くず(建設業・木製品製造業等)  
⑮繊維くず(建設業・繊維工業等) ⑯動物系固形不要物(と畜場等)  
⑰動植物性残さ(食料品製造業等) ⑱動物のふん尿(畜産農業) ⑲動物の死体(畜産農業)

### ●その他

- ⑳上記の産業廃棄物を処分するために処理したもので、①～⑱に該当しないもの

### 注意 一般廃棄物に混入された産業廃棄物の主な例

- ・業務用のプラスチック製品  
(発泡スチロール製のトロ箱、緩衝材、PPバンド、ビニール紐、洗剤等のボトル、ポリエステルなどの化学繊維で作られた制服や軍手 など)
- ・食料品製造業から排出された動植物性残さ(野菜くず等)

## ② 市の清掃工場へ搬入できないものが混入していないか確認してください

### ●市の清掃工場へ搬入できないもの

- 産業廃棄物
- リサイクルできる草木類
- リサイクルできる紙類
- 太さ5cmまたは長さ60cmを超えるもの



## ③ リサイクルできる草木類、紙類の処理方法

### ●剪定枝等の草木類(一般廃棄物に限る。)

#### について

再生利用指定業者に委託してください。(有料です。)



▲再生利用  
指定業者

### ●紙類について

民間の古紙回収取扱業者へ相談してください。(有料です。)



▲古紙回収  
取扱業者

注:みどりのリサイクルには、事業活動から生じた剪定枝等はいれられません。

### 事業系ごみ(一般廃棄物)に関するお問い合わせ先

浜松市環境部ごみ減量推進課 浜松市中区鴨江三丁目1番10号 ☎053-453-6229

✉gomigen@city.hamamatsu.shizuoka.jp ☎050-3737-2282

お問い合わせは、メール又はFAXでお寄せください。